

入間市個人情報保護条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 事業者 法人その他の団体(国、独立行政法人等(<u>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第9項</u>に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))、地方公共団体及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))を除く。第18条第5号において「法人等」という。)及び事業を営む個人をいう。</p> <p>(4)～(8) 略</p> <p>(訂正等の決定の提供先への通知)</p> <p>第29条の2 実施機関は、前条第1項の決定に基づく保有個人情報の訂正等をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先(情報提供等記録の訂正をした場合にあつては、<u>内閣総理大臣及び番号法第19条第8号</u>に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。))に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 事業者 法人その他の団体(国、独立行政法人等(<u>独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項</u>に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))、地方公共団体及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))を除く。第18条第5号において「法人等」という。)及び事業を営む個人をいう。</p> <p>(4)～(8) 略</p> <p>(訂正等の決定の提供先への通知)</p> <p>第29条の2 実施機関は、前条第1項の決定に基づく保有個人情報の訂正等をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先(情報提供等記録の訂正をした場合にあつては、<u>総務大臣</u>及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。))に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>